

「情報通信技術分科会における委員会の設置」（平成十三年一月十七日情報通信審議会情報通信技術分科会決定第三号）の一部改正
 新旧対照条文

○情報通信技術分科会における委員会の設置（平成十三年一月十七日情報通信審議会情報通信技術分科会決定第三号）

（傍線の部分は改正部分）

<p>新</p>	<p>本審議会の所掌事務のうち本分科会がつかさどる調査審議を促進するため、情報通信審議会議事規則第十条第七項の規定により、本分科会の審議すべき事項を分割して調査するため、次の委員会を設置する。</p> <p>一 名称及び所掌 1 及び 2 (略)</p> <p>3 陸上無線通信委員会 移動通信システム及び固定通信システムに係る技術的条件に関する事項</p> <p>4 5 7 (略)</p> <p>二 (略)</p>
<p>旧</p>	<p>本審議会の所掌事務のうち本分科会がつかさどる調査審議を促進するため、情報通信審議会議事規則第十条第七項の規定により、本分科会の審議すべき事項を分割して調査するため、次の委員会を設置する。</p> <p>一 名称及び所掌 1 及び 2 (略)</p> <p>3 移動通信システム委員会 移動通信システムに係る技術的条件に関する事項</p> <p>4 5 7 (略)</p> <p>二 (略)</p>

参 考

情報通信技術分科会における委員会設置の一部改正

平成二十五年五月十七日

情報通信審議会情報通信技術分科会決定第四十五号

情報通信技術分科会における委員会設置（平成十三年一月十七日
情報通信審議会情報通信技術分科会決定第三号）の一部を次のよう
に改正する。

第一項第3号を次のように改める。

3 陸上無線通信委員会

移動通信システム及び固定通信システムに係る技術的条件
に関する事項